

議案第29号

特別区道の路線の認定（重複）について

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路について、足立区との協議に基づき、特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定（重複）について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅 員、 延 長 等
葛 9 5 9 号	足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで	別紙図面表示 の と お り

議案第30号

区域をこえての路線の認定の承諾について

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区域をこえての路線の認定につき承諾する必要があるので、本案を提出いたします。

区域をこえての路線の認定の承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項後段の規定に基づき、下記の道路を足立区道として認定することを承諾する。

記

起 終	点 点	幅員、延長等
足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで		別紙図面表示 のとおりに

議案第31号

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定の必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定に基づき、葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関し、下記のとおり協定する。

記

1 協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域は、次の表のとおりとする。

起 終	点 点	幅員、延長等
足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで		別紙図面表示 のとおり

2 道路の管理は、足立区が行う。

3 道路の管理に要する経費は、足立区の負担とする。

4 道路の管理に伴う収入は、足立区の収入とする。

# 葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（足立区西綾瀬一丁目から小菅一丁目地内）

- 特別区道路線
- ⋯⋯ 水路
- - - - 行政境界
- ▨ 新たに認定する特別区道路線（葛959号）

幅員 6.80メートル

延長 11.53メートル

面積 78.54平方メートル

（葛飾区側 78.54平方メートル）

（足立区側 0.00平方メートル）

足立区

西綾瀬一丁目

